**第二条**　適用範囲

1　この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であって、次のものに関するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後に設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c)　第八条及び第二十七条の規定については、当該一方の締約国の区域内にある全ての投資財産

2　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

3　この協定のいかなる規定も、締約国が、法の実施及び執行、矯正、年金保険若しくは失業保険又は社会保障サービス、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、児童の保護及び保育等に係るサービス又は任務を、この協定の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

**第三条**　内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

**第四条**　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　投資家及びその投資財産に関して与えられるこの条に規定する待遇には、第二十一条に規定する制度のような紛争解決のための制度であって、一方の締約国と第三国との間の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。

**第五条**　待遇に関する最低限度の基準

1　一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定で定める義務は、次のとおりである。

(a)　「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b)　「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があったことを証明するものではない。

**第六条**　その他の義務

一方の締約国は、当該一方の締約国の国内当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の区域内にある企業であるものとの間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の法律に従い、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。ただし、当該書面による合意が次の(a)から(c)までの事項に関連するものである場合に限る。

(a)　国内当局が管理する天然資源

(b)　当該一方の締約国に代わって行う公衆に対するサービスの提供

(c)　経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）

注釈1　「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

注釈2　「書面による合意」とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、第二十一条14(b)の規定に基づいて適用される法律により当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

(a)　行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(b)　行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

**第七条**　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

**第八条**　特定措置の履行要求

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(g)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。